

会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助金交付規程

(令和5年6月1日決裁)

会津若松市定住・二地域居住推進協議会規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市への移住を希望し、その準備のために会津若松市へ来訪した者で、福島県が実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」による補助金を交付された者に対し、会津若松市定住・二地域居住推進協議会（以下「協議会」という。）において予算の範囲内で市内での移住準備に係る活動の際のレンタカー等利用の補助金を交付することで、移住希望者がより広い範囲で会津若松市の理解を深める機会を創出し、移住の促進に寄与するため、会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、移住希望者とは、会津若松市への移住（二地域居住を除く。）を希望又は検討している個人で、福島県外に居住している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の支給対象者（以下「補助対象者」という。）は、会津若松市への移住を希望し、その準備のために会津若松市を訪問する個人で、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 福島県が実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」において、ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第7条に基づき、補助金の交付決定を受けた者
- (2) 第1号に掲げる補助金の交付決定を受けた年度において本規程による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者が利用した次のいずれかの経費とする。

- (1) 本市滞在中に利用したレンタカーの借上げ料。ただし、燃料費を除く。
- (2) 本市滞在中に利用したシェアカーの利用料。ただし、入会金、月額利用料金や各種手数料等を除く。
- (3) 本市滞在中に利用したタクシーの運賃

2 補助対象者に同行者がいる場合は、同行者についても補助対象者と同額を補助したものとみなす。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象者1人あたり同一年度内において1回までとし、2日間を限度とした対象経費についての補助金の交付を受けることができる。

(補助金の額)

第5条 本協議会が交付する補助金の額は、1人1日あたり5,000円を補助額の上限とする。ただし、利用料が1日5,000円未満の場合は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助金交付申請書兼完了実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第7条に規定されている、補助金交付決定通知書（第3号様式）の写し
- (2) 対象経費がわかる領収書等の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 申請の受付は、先着順で行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受け付けは行わないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、補助金の交付決定をしたときは、会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

（実績報告等の併合）

第8条 第6条の交付申請は、実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第9条 補助金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 会長は、第7条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

2 補助対象者が前項の交付を受けようとするとき、会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助金請求書（第3号様式）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 会長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この規程及び関係法令に違反する行為があったとき。

2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、会津若松市移住希望者レンタカー等利用補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

3 会長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、決裁の日から施行し、決裁の日以降の補助対象経費に適用する。